

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないよう、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業者に対する激変緩和措置については、利用実態等を十分踏まえ、制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと

2. 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

3. 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、制度変更に伴う経費やシステムの改修経費等に対して、十分な財政措置を講じること。

4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。

5. 重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
6. 発達障害者（児）に係る各種支援サービス等の制度化について検討すること。

また、就学前児童における発達障害等の早期発見及び適切な支援のための人員配置等について財政措置を講じること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーキット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 全ての障害者福祉に対する総合相談支援体制を確立するとともに、十分な財政措置等を講じること。
9. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、一層の保護者負担の軽減措置を講じること。
10. 高齢者や障害者等の移動のための福祉有償運送事業所が、安定した事業運営を行えるよう、現行の運送対価の在り方について検討すること。
11. 65歳に到達した障害者による、障害福祉サービスと介護保険サービスとの選択制について検討すること。